

基準45 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準

※無印：法令基準 ●：指導基準

1 用語の定義

この基準に用いられる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「火災通報装置」とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作すること又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより、電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。
- (2) 「特定火災通報装置」とは、スピーカー及びマイクを用いて、送受話器を取り上げることなく通話ができる機能（以下「ハンズフリー通話機能」という。）を有する火災通報装置のうち、政令別表第1(6)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が500㎡未満のものに設けるものをいう。
- (3) 「手動起動装置」とは、火災通報専用である一の押しボタン、通話装置、遠隔起動装置等をいう。
- (4) 「蓄積音声情報」とは、あらかじめ音声で記憶されている火災通報に係る情報をいう。
- (5) 「通報信号音」とは、火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。
- (6) 「連動起動機能」とは、火災通報装置が自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより作動し、消防機関への通報を自動的に開始する機能をいう。

2 一般事項

- (1) 省令第25条第1項に規定する歩行距離は、防火対象物の出入口から、最寄りの消防機関の出入口までの距離とすること。
- (2) 火災通報装置の工事は、原則として甲種第4類の消防設備士の資格を有する者が行わなければならないが、電源部分の工事及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第53条の規定に基づく工事担当者規則（昭和60年郵政省令第28号）第3条第3号に該当する電話回線との接続工事については、この限りでない。

3 設置場所等

火災通報装置の設置場所等は、省令第25条第2項第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) 火災通報装置
 - ア 省令第25条第2項に規定する防災センター等は、次に掲げる部分が該当するものであること。
 - (ア) 防災センター
 - (イ) 中央管理室
 - (ウ) 守衛室
 - (エ) 管理人室
 - イ 火災通報装置は、自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。●
 - ウ 温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、火災通報装置の機能に影響を与える場所には設けないこと。
 - エ 操作上又は点検上支障とならない場所に設けること。
 - オ 地振動等による転倒防止措置を講じること。
 - カ 湿気、埃のない場所に設置すること。

(2) 遠隔起動装置

- ア 防災センター等常時人がいる場所が複数ある場合には、一つの場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。●
- イ 次に掲げる防火対象物のうち、火災通報装置の本体の設置以外の階にナースステーション、宿直室、介護職員室その他夜間に職員が存する室がある場合又は管理区分が異なる部分を有する場合（例 複数の障害者グループホーム）には、遠隔起動装置を設けること●
- (ア) 政令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物
- (イ) 政令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物
- (ウ) 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）
- (エ) 政令別表第1(16)項イ（前(ア)から(ウ)までに掲げる用途に供される部分が存するものに限る。）掲げる防火対象物
- ウ 遠隔起動装置を設ける場合は、前(1)イからカまでに準ずることとし、火災通報装置の本体を設けた場所相互間で同時に通話することができる設備を設けること。●

(3) 同一敷地内における2以上の防火対象物（いずれも消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務があるもの。）について、主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に、次に掲げる要件に適合する場合に限り、別棟について政令第32条の規定を適用することができる。

- ア 火災通報装置本体及び別棟に設置される遠隔起動装置（以下「代替遠隔起動装置」という。）の位置は、防災センター等に設置されていること。
ただし、無人となることがある別棟に設置される代替遠隔起動装置については、多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際し、すみやかに操作することができる箇所及び防災センター等に設置することをもって代えることとすることができる。
- イ 主たる棟と別棟の管理権原を有する者が、同一であること。
- ウ 通報内容に支障がないこと。
- エ 主たる棟と別棟の防災センター等相互間で同時に通話することのできる装置が設けられていること。

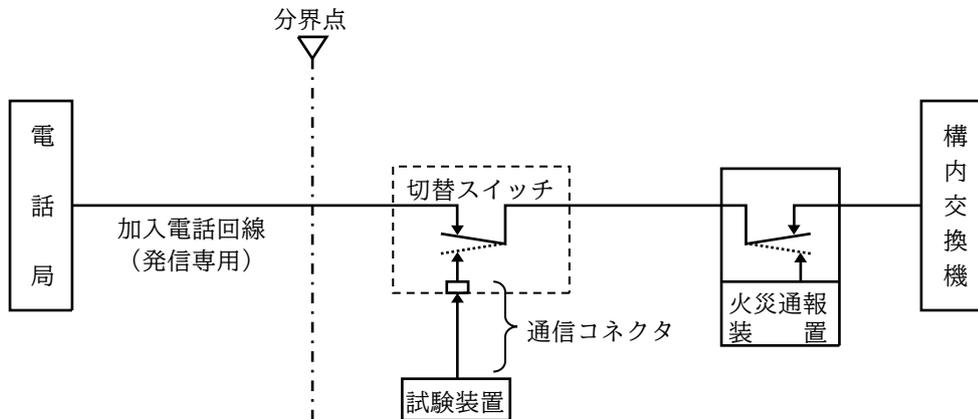
4 火災通報装置

火災通報装置は、省令第25条第3項の規定によるほか、次によること。

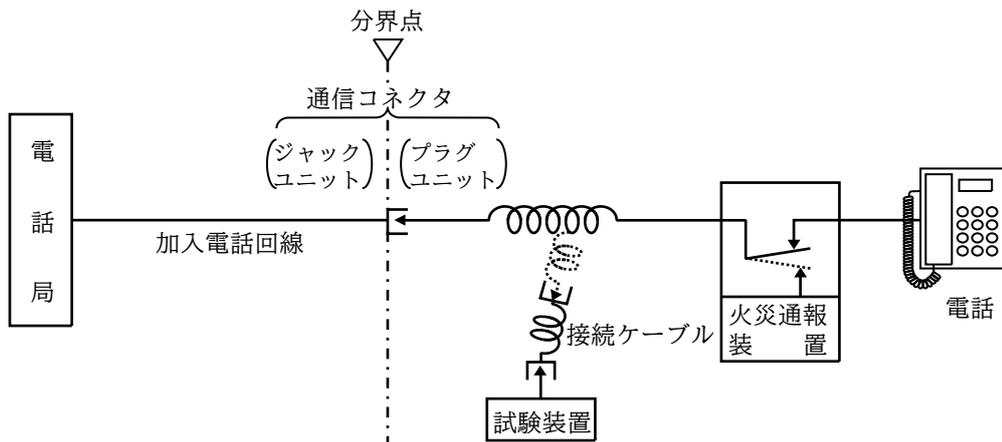
- (1) 火災通報装置は、火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号。以下「火災通報装置告示」という。）に適合するもの又は認定品のものとする。●
- (2) 接続する電話回線
 - ア 電話回線は、利用度の低い発信専用回線を使用することが望ましいこと。●
 - イ 火災通報装置は、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話局の間となる部分に接続することとし、構内交換機等の内線には接続しないこと。（基準45-1図参照）

（火災通報装置を設置する場合の例）

（その1）分界点を通信コネクタ以外の方式とする場合



（その2）分界点を通信コネクタとする場合



（注）1 [] 部分にあつては、火災通報装置に内蔵されているものもある。

2 通信コネクタ内の ↑ は、プラグユニットを ↓ は、ジャックユニットを示す。

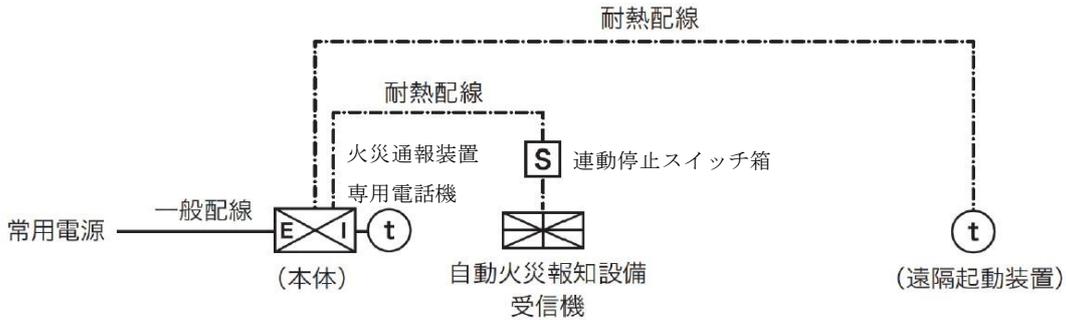
基準45-1図

ウ 火災通報装置の電話回線への接続は、電話機、ファクシミリ等、同一の電話回線に接続する他の機器等が行う通信の影響により、当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない位置に接続すること。

エ I S D N回線に火災通報装置を接続する場合の取り扱いは、7によること。

オ I P電話回路（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。以下同じ。）に火災通報装置を接続する場合の取り扱いは、8によること。）

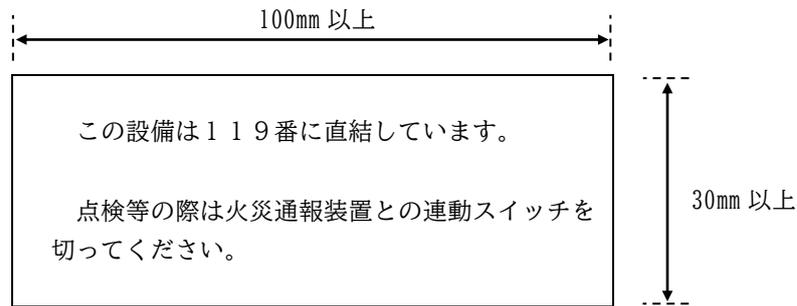
- (3) 火災通報装置の配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次によること。
- ア 配線は、基準27自動火災報知設備9（2）を除く。）を準用すること。
 - イ 遠隔起動装置から火災通報装置までの配線は、次によること。●（基準45-2図参照）
 - (ア) 遠隔起動装置から火災通報装置までの配線
 - (イ) 火災通報装置から自動火災報知設備の受信機までの配線



基準45-2図

- (4) 火災通報装置の起動
- 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する方式については、省令第25条第3項第5号の規定によるほか、次によること。
- ア 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する防火対象物は、省令第25条第3項第5号に掲げる防火対象物とし、その他の用途に供される防火対象物については、原則として手動起動とする。●
 - イ 感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号）と連動起動するものであること。
 - ウ 複合用途防火対象物のうち、省令第25条第3項第5号に掲げる防火対象物、(5)項イに掲げる防火対象物、(6)項ハ(1)から(3)までに掲げる防火対象物、又は(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物が存するもの（以下「(6)項ロ等部分」という。）については、(6)項ロ等部分を含む防火対象物全体の火災信号等からの連動を原則とすること。
 - エ 省令第25条第3項第5号ただし書き中の「防災センター」とは、総合操作盤その他これに類する設備により防火対象物の消防用設備等の監視、操作等を行う場所であって、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されているものをいうものであること。
 - オ 誤作動等を防止するため、受信機及び副受信機の前面に、基準45-1表の例により、注意書を貼付又は明記すること。

基準45-1表



※色調が明瞭なものであること。

カ 連動停止スイッチは、自動火災報知設備の受信機の連動停止スイッチで火災通報装置専用とするか、又は別箱で設置すること。なお、別箱で連動停止スイッチを設置する場合の電源は、自動火災報知設備の受信機から供給すること。

また、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けないもの、又は住宅用防災警報器（連動型）を設置する場合は、移報出力ができる機器を設置し、電源は、火災通報装置から供給すること。ただし、電池式の場合はこの限りでない。

キ 次のいずれかによる非火災報防止対策を講じるよう指導すること。

- (ア) 蓄積式の感知器、中継器又は受信機
- (イ) 二信号式の受信機
- (ウ) 蓄積付加装置
- (エ) 設置場所の環境状態に適用する感知器の設置

ク 自動火災報知設備及び火災通報装置の作動時の対応が適正に行われるよう、次の事項について防火対象物の関係者に周知すること。

- (ア) 自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて、習熟させること。
- (イ) 自衛消防訓練を実施する場合は、訓練実施前に消防機関にその旨を通報すること。
- (ウ) 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- (エ) 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

5 通報メッセージ

火災通報装置告示第3第5号の規定する蓄積音声情報の蓄積音声情報は、次によること。

なお、連動起動機能により起動する場合は基準45-2表、手動起動装置が操作されたことにより起動する場合は基準45-3表の例によること。

- (1) 通報信号音
- (2) 自動火災報知設備が作動した旨又は火災である旨の固定されたメッセージ
- (3) 管轄の消防署
- (4) 通報対象物の所在地
- (5) 通報対象物の名称
- (6) 電話番号（通報対象物の代表電話）
- (7) 呼び返し信号を案内するメッセージ

基準45-2表（連動起動機能により起動する場合）

ピン、ポーン、ピン、ポーン（通報信号音） 自動火災報知設備が作動しました。（自動火災報知設備が作動した旨の固定されたメッセージ） 〇〇消防署管内（管轄の消防署） 〇〇町〇丁目〇番〇号（通報対象物所在） 老人福祉施設〇〇園（通報対象物名） 電話番号は〇〇〇-〇〇〇〇です。（電話番号） 逆信してください。（呼び返し信号を案内するメッセージ）

基準45-3表（手動起動装置が操作されたことにより起動する場合）

ピ、ピ、ピ、ピ、ピ、ピ（通報信号音） 火事です。火事です。（火災である旨の固定されたメッセージ） 〇〇消防署管内（管轄の消防署） 〇〇町〇丁目〇番〇号（通報対象物所在） 〇〇保育園（通報対象物名） 電話番号は〇〇〇-〇〇〇〇です。（電話番号） 逆信してください。（呼び返し信号を案内するメッセージ）

注 あらかじめ録音されている内容でもよい。

6 自動火災報知設備と火災通報装置の接続

自動火災報知設備と火災通報装置との接続方法は、基準27自動火災報知設備11によること。

7 I SDN回線への接続等の取り扱い

I SDN回線に火災通報装置を接続する場合の取り扱い及び装置の設置、機能、維持管理等については、次によること。

(1) 用語の定義

この7において用いる用語の定義は、次による。

- ア 「端末機器」とは、電話回線に接続して用いる機器をいう。
- イ 「アナログ端末機器」とは、端末機器のうち、パソコン等デジタル信号を発するものをいう。
- ウ 「ターミナルアダプター（以下「TA」という。）とは、I SDN回線に対応する機能を持たない端末機器をI SDN回線に接続して使用するための信号変換装置で、デジタルサービスユニットと組み合わせて使用するものをいう。
- エ 「火災通報装置対応TA」とは、TAのうち、火災通報装置が発する信号をI SDN回線に対応するものに変換できることについて、当該火災通報装置の製造者により確認されたものをいう。
- オ 「火災通報優先接続型TA」とは、火災通報装置対応TAのうち、火災通報装置が発する信号を他の端末機器が発する信号に優先してI SDNに接続し、送出する機能を持ったものをいう。
- カ 「デジタルサービスユニット（以下「DSU」という。）とは、I SDN回線におけるデジタル通信に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置で、I SDN回線の終端に接続するものをいう。
- キ 「火災通報装置対応TA等」とは、火災通報装置対応TAとDSUを接続したもの（DSU内蔵型の火災通報装置対応TAを含む。）をいう。
- ク 「火災通報優先接続型TA等」とは、火災通報優先接続型TAとDSUを接続したもの（DSU内蔵型の火災通報優先接続型TAを含む。）をいう。
- ケ 「アナログ端末機器用端子」とは、アナログ端末機器を接続するための端子をいう。
- コ 「デジタル端末機器用端子」とは、USB端子、シリアル端子、S/T端子等デジタル端末機器及びTAを接続するための端子をいう。

(2) 火災通報装置対応TAに必要な機能等

- ア 火災通報装置対応TAの機能等は、次に定めるところによること。
- (ア) 火災通報装置の音声信号を正確にI SDN回線に送出でき、かつ、消防機関からの呼返し等の音声信号を適正に火災通報装置に伝達できる機能を有すること。
- (イ) 消防機関からの呼返し等の音声信号を火災通報装置以外の端末機器に伝達しない機能を有すること。
- (ウ) 常用電源が停電した場合においても、火災通報装置が予備電源により作動している間有効に作動する措置が講じられていること。
- イ 火災通報優先接続型TAの優先接続機能については、火災通報装置が起動した場合、火災通報装置以外に接続されている端末機器が使用中であっても、火災通報装置が発する信号を優先してI SDN回線に接続し、送出するものであること。

(3) I SDN回線への火災通報装置の接続方法

火災通報装置は、次の方法により火災通報装置対応TA等を介してI SDN回線に接続するとともに、火災通報装置が接続された端子には、その旨の表示を見やすい位置に付しておくこと。

ア 火災通報優先接続型TA等を介して接続する場合

- (ア) 火災通報装置は、優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続すること。
- (イ) 火災通報優先接続型TA等を介して接続する場合は、アナログ端末機器用端子及びデジタル端末機器用端子にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。

ただし、デジタル端末機器用端子に接続するデジタル端末機器又はT Aの送受信情報量を128kbps とすると、火災通報装置が起動してから通報までに90秒程度要することがあるので、デジタル端末機器又はT Aを接続する場合は、その送受信情報量を64kbps 以下とすること。

イ 火災通報優先接続型T A等以外の火災通報装置対応T A等を介して接続する場合

(ア) 火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続すること。

(イ) I S D N回線における1の信号チャンネルを火災通報装置専用として確保する必要があることから、火災通報装置以外の端末機器は、アナログ端末機器用端子又はデジタル端末機器用端子のいずれかに1個のみ接続すること。

(ウ) デジタル端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を64kbps 以下とすること。

(エ) デジタル端末機器用端子には、他のT Aを接続しないこと。

(4) 火災通報装置対応T A等の設置方法

火災通報装置対応T A等の設置方法は、次によること。

ア 湿気、ほこり等の影響を受けにくい箇所に設置されていること。

イ 地震等による転倒を防止する措置が講じられていること。

(5) 接続時の機能の確認

ア 火災通報装置の設置者等による確認

I S D N回線に火災通報装置を接続する場合は、次の事項について確認し、適切な接続を図ること。

(ア) 火災通報装置対応T A等の仕様

(イ) 火災通報装置製造メーカーが示す火災通報装置と火災通報装置対応T A等との適合

(ウ) I S D N回線への火災通報装置の接続方法

イ 消防機関による確認

消防機関は、火災通報装置について設置の届出があった場合には、その検査のときにおいて、当該火災通報装置の接続方法及び通報状態について確認すること。

(6) 既設の火災通報装置の取り扱い

既に火災通報装置が設置されている防火対象物において、電話回線がアナログ回線からI S D N回線に変更された場合も、前(2)から(5)までに準じて、火災通報装置の適切な接続について確認すること。

(7) 維持管理

I S D N回線に火災通報装置が接続されている防火対象物については、次に示すところにより維持管理の徹底を図り、確実な火災通報を確保すること。

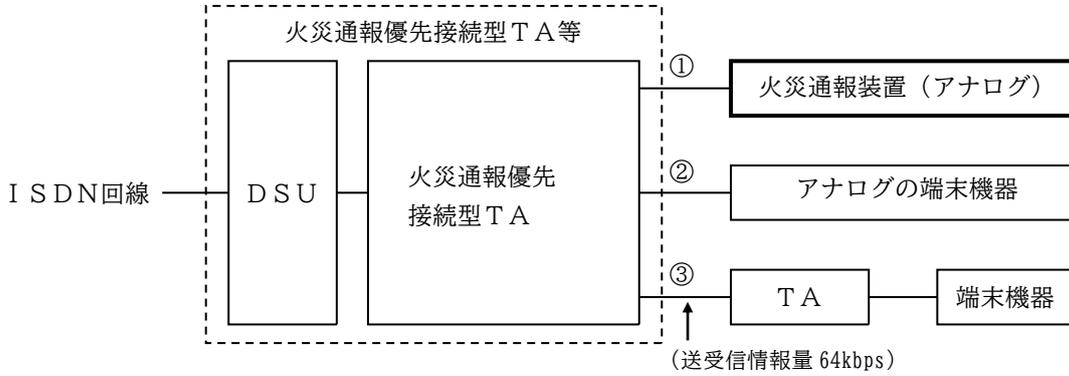
ア 火災通報装置の点検時には、火災通報装置対応T A等の機能及び接続状態についても確認し、その結果を火災通報装置の点検結果と合わせて消防機関に報告すること。

イ 火災通報装置対応T A等の仕様、接続方法等が変更された場合も、前(2)から(5)までに準じて、適切な接続等について確認すること。

(8) その他

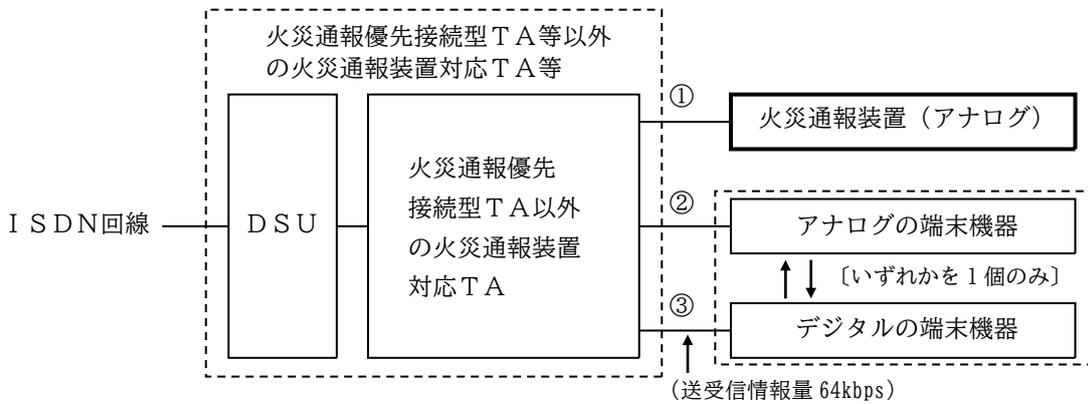
火災通報装置とISDN回線との接続について、基準45-3図の接続例を参考とすること。

(例1) 火災通報優先接続型TA等を介して接続する場合



- (注) 1 火災通報装置は、①（優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子）に接続すること。
 2 火災通報優先接続型TA等を介して接続する場合は、②（アナログの端末機器用端子）及び③（デジタルの端末機器用端子）にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。ただし、③（デジタルの端末機器用端子）に接続するデジタルの端末機器又はTAの送受信情報量を128kbpsとすると、火災通報装置が起動してから通報までに90秒程度要することがあるので、デジタルの端末機器又はTAを接続する場合は、その送受信情報量を64kbps以下とすること。

(例2) 火災通報優先接続型TA等以外の火災通報装置対応TA等を介して接続する場合



- (注) 1 火災通報装置は、①（アナログの端末機器用端子）に接続すること。
 2 火災通報装置以外の端末機器は、②（アナログの端末機器用端子）又は③（デジタルの端末機器用端子）のいずれかに1個のみ接続すること。
 3 デジタルの端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を64kbps以下とすること。
 4 ③（デジタルの端末機器用端子）には、他のTAを接続しないこと。

基準45-3図

8 IP電話回線への接続等の取り扱い

IP電話回線に火災通報装置を接続する場合の取り扱い及び装置の設置、機能、維持管理等については、次によること。

(1) 用語の定義

この8において用いる用語の定義は、次による。

ア 「アナログ端末機器」とは、端末機器のうち、電話機、ファクシミリ等アナログ信号を発するものをいう。

イ 「回線終端装置等」とは、回線終端装置その他のIP電話回線を使用するために必要な装置をいう。

ウ 「アナログ端末機器用端子」とは、アナログ端末機器を接続するための端子をいう。

(2) IP電話回線への火災通報装置の接続方法

ア 「050」から始まる番号を有するIP電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を取得できないもの以外のIP電話回線で消防機関からの呼び返し信号を確実に受信できるものとする。

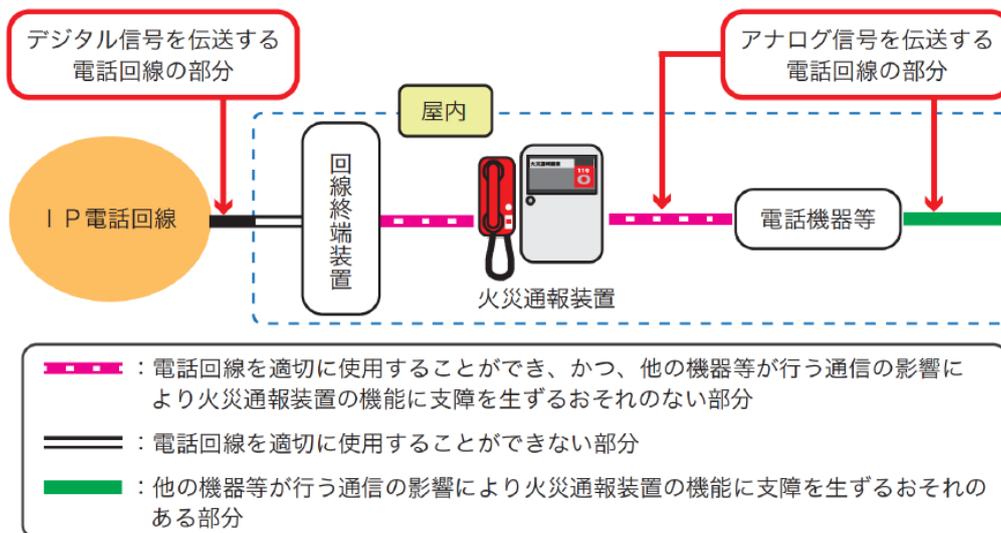
イ 予備電源（市販されている無停電電源装置（以下「UPS」という。）をいう。）が設けられた回線終端装置等を介すること。

ウ 回線終端装置等を媒介することにより当該電話回線を適切に使用することができる位置に接続すること。

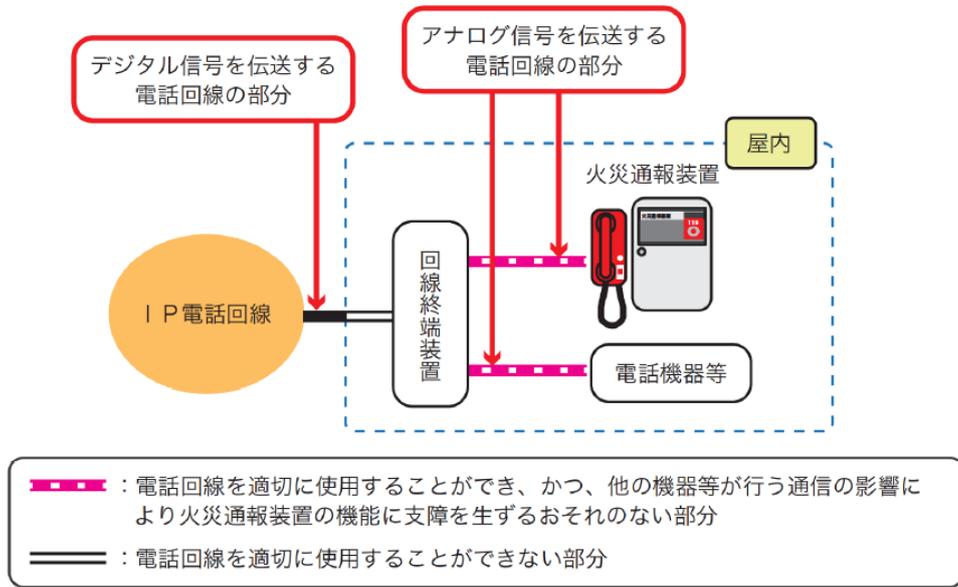
(3) 火災通報装置の接続箇所

火災通報装置は、回線終端装置等からアナログ端末機器を接続する場合、アナログ信号を伝送する電話回線の部分に、当該アナログ端末機器の影響を受けないように接続すること。（基準45-4図）

なお、回線終端装置等に複数のアナログ端末機器用端子（無線を用いること等により端子は設けられていないが、複数の端子が設けられているのと同等の機能を有する場合を含む。）が設けられている場合は、火災通報装置が接続されている端子以外の端子にアナログ端末機器を接続することができる。（基準45-5図参照）



基準45-4図

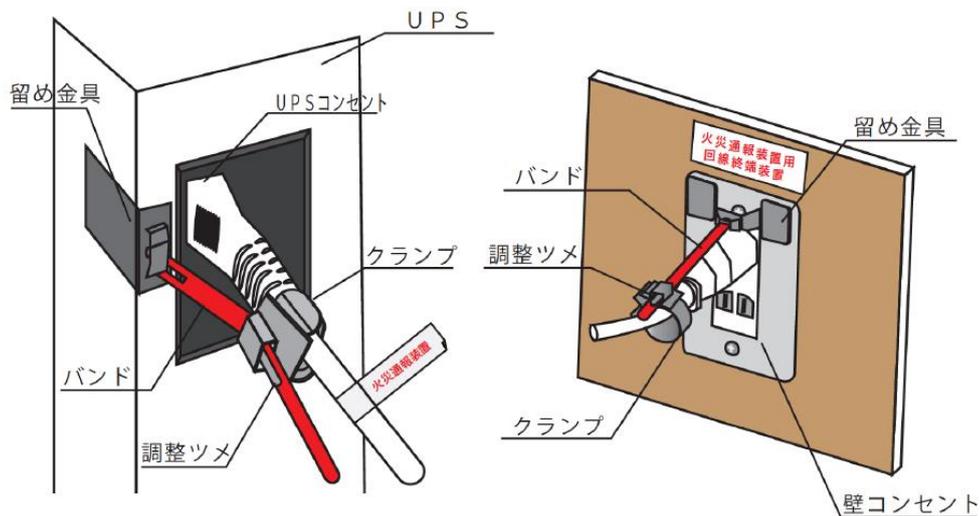


基準45-5図

(4) 配線の接続及び表示方法

常用電源が供給される配線（回線終端装置等は、UPSに係る配線を含む。）の接続部は、基準45-7図の例により、振動又は衝撃により容易に緩まない措置が講じられていること。また、当該配線には、火災通報装置又は回線終端装置等用である旨を記載したビニールテープ等を接続部等に貼り付け表示すること。

【配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないような措置の例】



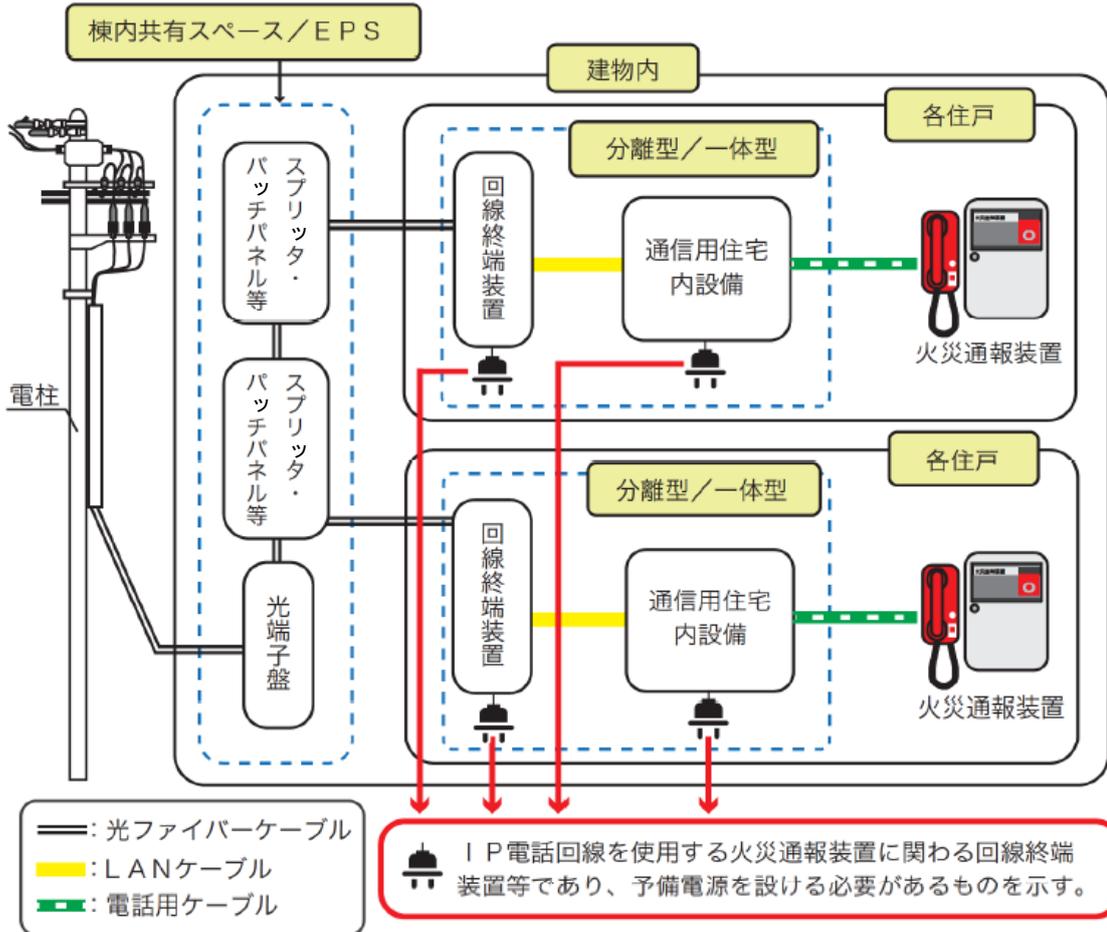
基準45-7図

(5) 火災通報装置をIP電話回線に接続する場合の回線終端装置等

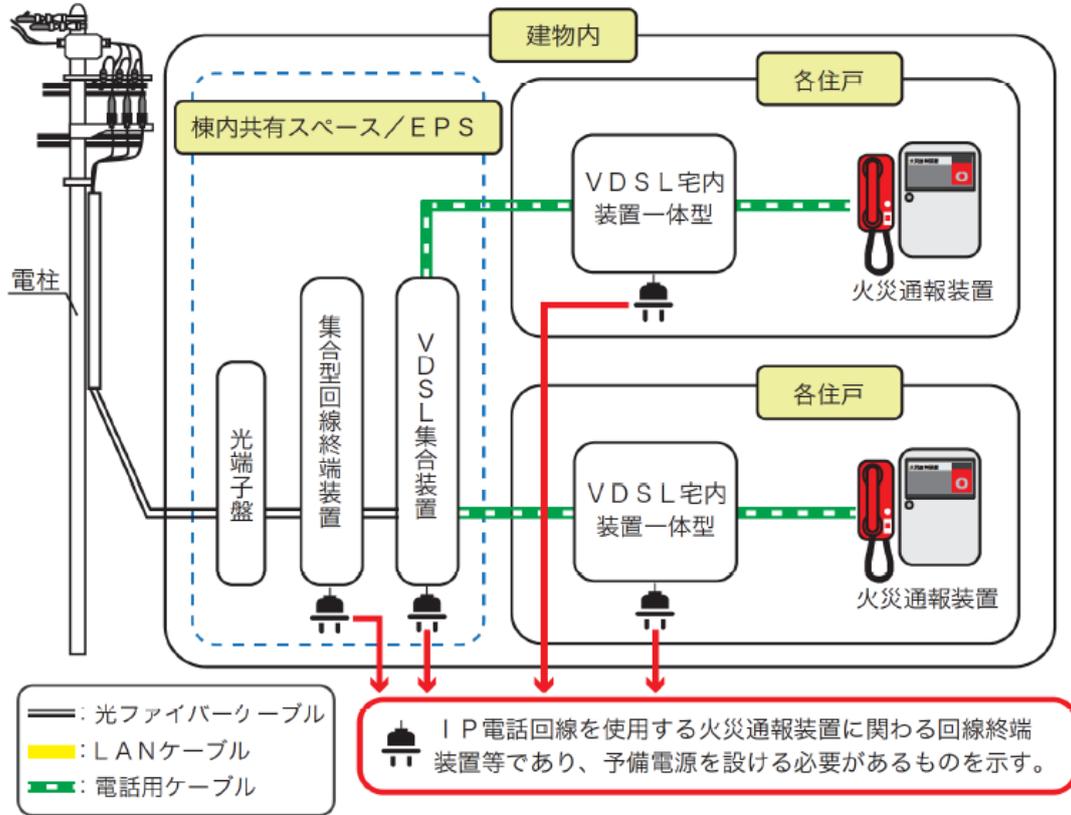
共同住宅等において、配線方式等により、火災通報装置が設置された住戸等内の回線終端装置等以外に、共用部分にも回線終端装置等が設けられる場合は、共用部分の回線終端装置等にもUPSの設置が必要であること。●（基準45-7図参照）

火災通報装置をIP電話回線に接続する場合の回線終端装置等の例

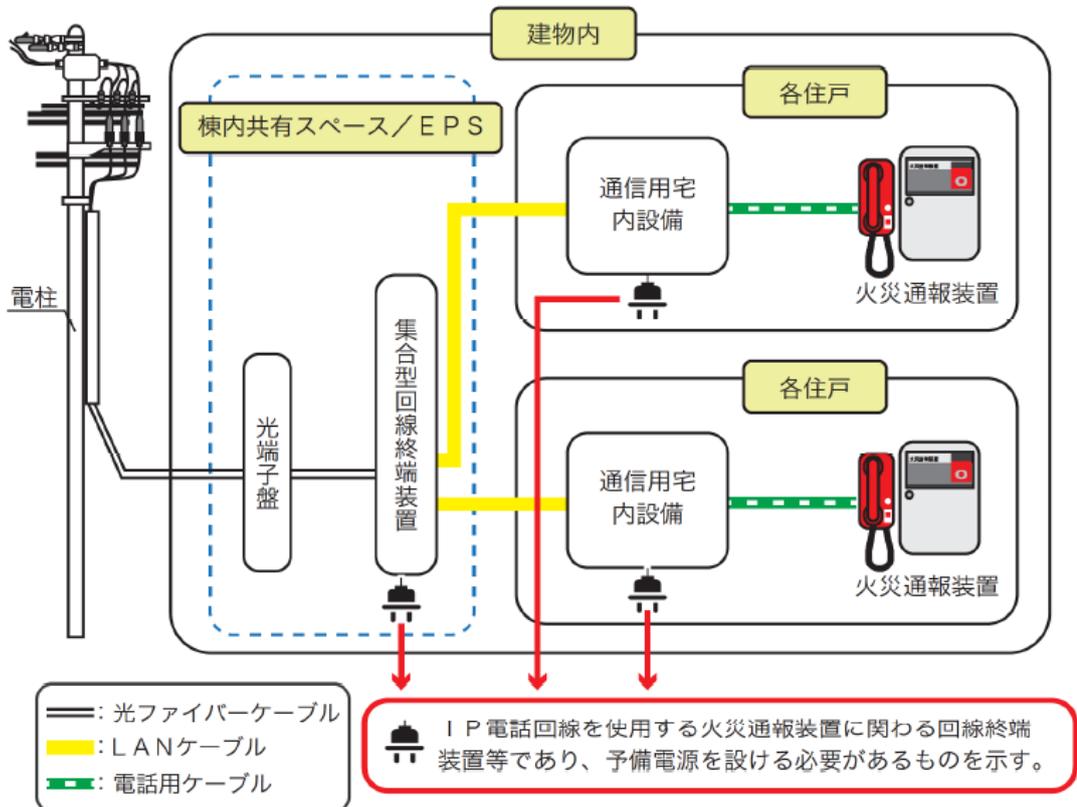
【光配線方式】



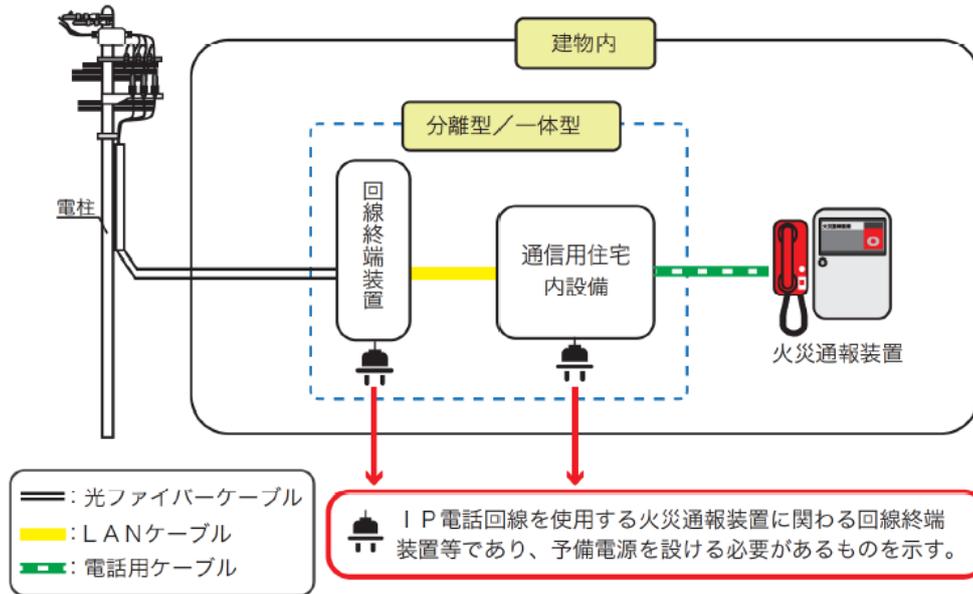
【VDSL方式】



【LAN方式】



【戸建ての場合（参考）】



基準45-7図

9 特定火災通報装置

特定火災通報装置は、次のとおり設置及び維持されていること。

- (1) 特定火災通報装置は、火災通報装置告示に適合するもの又は認定品のものとする。●
- (2) 特定火災通報装置の電源について、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないよう措置されている場合（コンセント抜け防止金具が付属している場合は、当該金具を使用することができる。）は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐せずに取り必要はないこと。（省令第25条第3項第4号イ関係）
- (3) 特定火災通報装置の常用電源をコンセント等からとる場合には、当該コンセント等の接続部に火災通報装置用である旨の表示を付すこと。（省令第25条第3項第4号ロ関係）
- (4) 蓄積音声情報の送出について、一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されているときは、常に冒頭から始まる必要はないこと。（火災通報装置告示第3第4号関係）
- (5) ハンズフリー通話機能を有していること。（火災通報装置告示第3第8号関係）
- (6) 特定火災通報装置の通話機能等は、次のとおりとする。 （火災通報装置告示第3第8号の2関係）
 - ア 蓄積音声情報を送出した後、自動的にハンズフリー通話機能による通話に切り替わること。
 - イ 蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。
 - ウ 通報中に電話回線が開放されないよう措置されていること。

- (7) 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨を見やすい箇所に容易に消えないよう表示すること。（火災通報装置告示第3第18号(1)チ関係）

10 火災通報装置を設置しないことができる防火対象物●

消防機関へ常時通報することができる電話が常時人のいる場所に設置され、その電話付近に通報内容が明示されている防火対象物で、次のいずれかに該当するものは、政令第32条を適用し、火災通報装置を設置しないことができるものとする。

- (1) 政令別表第1(5)イ（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）のうち、宿泊室数が10以下であるもの
- (2) 政令別表第1(6)項イ(4)（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）に該当するもの
- (3) 政令別表第1(6)項ハ（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）のうち、通所施設であるもの

11 既設の非常通報装置の取扱いについて●

- (1) 平成8年3月31日現在、非常通報装置が令第23条第1項に規定する防火対象物に設置されているものにあつては、同条に規定する火災通報装置が設置されているものとして取扱うものとする。
- (2) 平成8年3月31日現在、火災通報装置及び非常通報装置が設置されている次の防火対象物のうち、非火災報と適正な防火管理業務がなされていると認められるものについては、自動火災報知設備の作動と連動して起動することができるものとする。

ア 政令別表第1(5)項イ、(6)項イ、(6)項ロに掲げる防火対象物

イ 政令別表第1(6)項ハ、及び(6)項ニに掲げる防火対象物のうち、視覚総合支援学校、聴覚総合支援学校及び特別支援学校の寄宿舎

ウ その他消防署長が特に必要と認める防火対象物